

常勤役員退職慰労金支給規則

平成16年 3月26日制定

平成19年 3月26日一部改定

平成20年 3月28日一部改定

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本健康倶楽部（以下「倶楽部」という。）の常勤役員
の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、倶楽部の常勤役員（週のうち決まった曜日に事務局に勤務する役員
を含む。以下「役員」という。）に適用する。

2 退職慰労金は、役員として円満かつ忠実に勤務し、任期満了、辞任又は死亡によ
って役員を退任した者に支給する。

3 次の各号に該当するときは、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

(1) 退任に当たり、所定の手続及び事務処理等をせず、倶楽部の業務運営に重大な支
障をきたした場合

(2) 退任に当たり、倶楽部の社会的信用を傷つけ、又は在職中に知り得た倶楽部の機
密を漏らし、倶楽部に損害を与えた場合

(3) 定款第17条の規定に基づき、役員を解任された場合

(4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認め
た場合

(退職慰労金の支給額基準)

第3条 退職慰労金は、退任した役員が倶楽部に対する貢献度を勘案し、別表に掲げる
範囲内の金額とし、会長が決定する。

2 退任する役員が在任期間は、それぞれの役位ごとに算出するものとする。

3 週のうち決まった曜日に事務局に勤務する常勤役員は、その出勤日数の割合に応じ
て、別表の金額より算出した額とする。

(在任期間の計算)

第4条 役員が在任期間は、役員が就任の翌月から退任又は死亡の月までとする。ただし
就任が月初のときは、この限りでない。

2 在任期間は、1カ年を単位とする。ただし、在任期間に1年未満の端数があるとき
は、月割計算とする。

3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

(特別功労金)

第5条 在任中に特に顕著な功績のあった役員に対しては、第3条の規定により定めた退職慰労金のほかに特別功労金を加算することができる。

2 特別功労金の額はその者の退職慰労金の30%以内の範囲の額とし、理事会の承認を得て会長が定める。

(支給の時期)

第6条 退職慰労金を支給するときは、役員を退任した日から起算して3カ月以内に支給する。ただし、特別な事情があるときは、理事会に諮り、3カ月を超えて、又は分割して支給することができる。

(遺族に対する支給)

第7条 第2条により退職慰労金の支給を受けるべき者が死亡した場合は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第11条の規定による順位により支給する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。

(規程の廃止)

2 平成7年5月25日から施行した社団法人日本健康倶楽部役員等退職慰労金支給規程は廃止する。

附 則

この改正規則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正規則は、平成20年4月1日から実施する。